

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年(2019年)3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年(2019年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	45.5 歳	348,845 円	496,842 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等																								
1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度))	1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度))																								
1,699 千円	千円																								
(平成30年度(2018年度)支給割合)	(平成30年度(2018年度)支給割合)																								
<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.85 月分</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.90) 月分</td> <td>(—) 月分</td> <td>(—) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当			2.60 月分	1.85 月分	— 月分	— 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(—) 月分	(—) 月分	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>(—) 月分</td> <td>(—) 月分</td> <td>(—) 月分</td> <td>(—) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当			— 月分	— 月分	— 月分	— 月分	(—) 月分	(—) 月分	(—) 月分	(—) 月分
期末手当	勤勉手当																								
2.60 月分	1.85 月分	— 月分	— 月分																						
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(—) 月分	(—) 月分																						
期末手当	勤勉手当																								
— 月分	— 月分	— 月分	— 月分																						
(—) 月分	(—) 月分	(—) 月分	(—) 月分																						
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)																								
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 5~20 %</li> <li>・管理職加算 15~25 %</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職加算 — %</li> <li>・管理職加算 — %</li> </ul>																								

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等																																
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年																																
<table border="0"> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695 月分</td> <td>24.586875 月分</td> <td>勤続20年</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395 月分</td> <td>33.27075 月分</td> <td>勤続25年</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575 月分</td> <td>47.709 月分</td> <td>勤続35年</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709 月分</td> <td>47.709 月分</td> <td>最高限度額</td> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> </table>	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分	<table border="0"> <tr> <td>その他の加算措置</td> <td>定年前早期退職特例措置</td> <td>その他の加算措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3%~30%加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	その他の加算措置			(3%~30%加算)		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分																												
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分																												
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分																												
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分																												
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	その他の加算措置																															
	(3%~30%加算)																																
(退職時特別昇給 なし )	(退職時特別昇給 — )																																
1人当たり平均支給額 4,364 千円 27,152 千円	1人当たり平均支給額 千円 千円																																

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度(2018年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(エ) 特殊勤務手当 (平成31年(2019年)4月1日現在)

支給総額(平成30年度(2018年度)決算)		1,879 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)		46,968 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度(2018年度))		75.5 %		
手当の種類(手当数)		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度(2018年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	93千円	1日あたり300円
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	300千円	1日あたり450円
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	331千円	1日あたり650円
		・上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	923千円	危険度等に応じて上記支給単価に、220円～440円を加算した額
2 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	197千円	1日あたり400円

3 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	35千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
4 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 480円又は730円
5 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
6 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	22,710 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	494 千円
支給実績(平成29年度(2017年度)決算)	20,168 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度(2017年度)決算)	429 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度(2018年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		9,967 千円	302,036 円

2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		5,339 千円	889,800 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		3,832 千円	83,302 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		千円	円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		千円	円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		356 千円	20,944 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		千円	円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給	同		4,092 千円	255,731 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		456 千円	456,000 円



10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同		49 千円	8,167 円
11 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		千円	円

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度(2017年度) の総費用に占める 職員給与費比率
平成 30年度 (2018年度)	千円 1,015,120	千円 ▲ 12,848	千円 61,062	% 6.0	% 6.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度 (2018年度)	人 8	千円 30,015	千円 4,585	千円 12,267	千円 46,867	千円 5,858

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年(2019年)3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年(2019年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	43.4 歳	317,931 円	437,172 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度)) 1,533 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度)) 千円
(平成30年度(2018年度)支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度(2018年度)支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー) 月分 勤勉手当 ー 月分 (ー) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ー % ・管理職加算 ー %

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	—	)
1人当たり平均支給額	1,341 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度(2018年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(エ) 特殊勤務手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

支給総額(平成30年度(2018年度)決算)	55 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	27,600 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度(2018年度))	25.0 %
手当の種類(手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度(2018年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	55千円	1日あたり400円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	千円	1日あたり150円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
3 公共土木施設災害 応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 480円又は730円
4 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
5 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	1,872 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	267 千円
支給実績(平成29年度(2017年度)決算)	762 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度(2017年度)決算)	127 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度(2018年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成30年度(2018 年度)決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度(2018年 度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		898 千円	299,200 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		571 千円	571,200 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		323 千円	40,388 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		千円	円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		千円	円



6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同	84 千円	28,129 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同	千円	円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給	同	24 千円	23,500 円
9 特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同	386 千円	192,798 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同	456 千円	456,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同	千円	円
12 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同	千円	円

③ 有料駐車場事業

ア 職員給与費の状況

決 算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 平成29年度(2017年度)の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
平成30年度(2018年度)	千円 94,415	千円 34,007	千円 8,652	% 9.2	% 11.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度 (2018年度)	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年(2019年)3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年(2019年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	— 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度)) — 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度)) — 千円
(平成30年度(2018年度)支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度(2018年度)支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 — % ・管理職加算 — %

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分	最高限度額 — 月分 — 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算)	その他の加算措置
(退職時特別昇給 なし )	(退職時特別昇給 — )
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円	1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度(2018年度)に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(エ) 特殊勤務手当 (平成31年(2019年)4月1日現在)

支給総額(平成30年度決算)		—	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		—	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		—	%	
手当の種類(手当数)		5	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (H29年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	千円	1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	千円	1日あたり700円 (夜間 1,000円)
3 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	千円	日額 480円又は730円
4 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	千円	1体につき 1,600円～3,490円
5 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	—	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)	—	千円
支給実績(平成29年度(2017年度)決算)		10 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度(2017年度)決算)		10 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度(2018年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度(2018年度)決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同		千円	円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同		千円	円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同		千円	円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同		千円	円



5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同		千円	円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同		千円	円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同		千円	円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給	同		千円	円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同		千円	円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同		千円	円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同		千円	円

(7) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況

決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度(2017年度) の総費用に占める 職員給与費比率
平成 30年度 (2018年度)	千円 1,638,188	千円 28,036	千円 713,584	% 43.6	% 55.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 30年度 (2018年度)	人 99	千円 402,614	千円 150,833	千円 160,137	千円 713,584	千円 7,208

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年(2019年)3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年(2019年)4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	44.2 歳	335,726 円	597,312 円
医 師	48.6 歳	495,240 円	1,329,330 円
看 護 師	43.5 歳	317,564 円	530,121 円
事 務 職 員	44.6 歳	355,731 円	622,494 円
団体平均	歳	円	円
医 師	歳	円	円
看 護 師	歳	円	円
事 務 職 員	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度)) 1,618 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度(2018年度)) 千円
(平成30年度(2018年度)支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	(平成30年度(2018年度)支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー) 月分 勤勉手当 ー 月分 (ー) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 % ・管理職加算 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ー % ・管理職加算 ー %

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成31年(2019年)4月1日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~30%加算) (退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 4,709 千円 14,914 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 ー 月分 ー 月分 勤続25年 ー 月分 ー 月分 勤続35年 ー 月分 ー 月分 最高限度額 ー 月分 ー 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 ー ) 1人当たり平均支給額 千円 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度(2018年度)に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年（2019年）4月1日現在）

支給実績(平成30年度(2018年度)決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（平成31年（2019年）4月1日現在）

支給総額(平成30年度(2018年度)決算)		15,681 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度(2018年度)決算)		313,620 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度(2018年度))		50.5 %		
手当の種類(手当数)		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき		日額 290 円
2 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	56 千円	診療放射線技師等 日額 350 円 作業介助者 日額 230 円
3 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき		日額 290 円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	15,497 千円	1回につき 2,150～7,300 円
5 衛生検査業務従事手当	臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	128 千円	日額 290 円
6 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき		日額 480 円又は 730 円
7 死体処理手当 死体処理作業当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき		1体につき 1,600 円～3,490 円
8 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき		特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000 円以内 ②①以外のもの 20,000 円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000 円以内